

会社法施行規則と 社外監査役の経過措置

制度調査部
堀内勇世

「会社法」の焦点シリーズ 17

【要約】

平成 17 年（2005 年）6 月 29 日に「会社法」が成立し、同年 7 月 26 日に公布された。

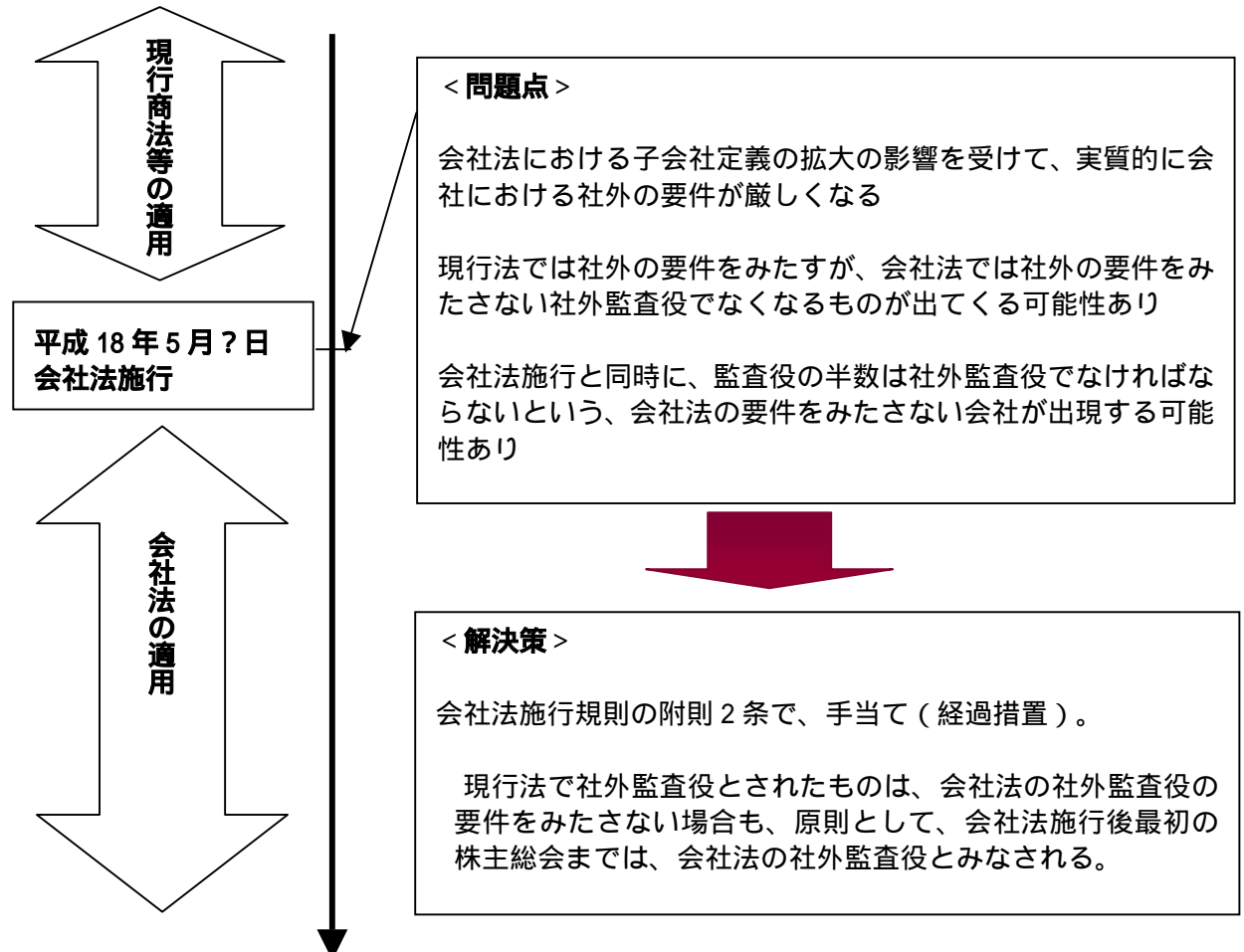
この会社法は、現在、株式会社などの会社に関する規制が商法などのいくつかの法律に散らばっているのをそれをまとめるとともに、現在の社会経済情勢にあうように改正を施したものである。

会社法の子会社定義の拡大に伴い、社外監査役になれる者の範囲にも変動がもたらされる。

そのため、会社法の施行に伴い、社外監査役の人数が足りない会社も生じる可能性があった。

そこで、2 月 7 日に公布された「会社法施行規則」では、経過措置が用意された。

1. 要約図



2 . 問題点

5月に施行される予定の会社法では、**子会社の定義が拡大される**^(注1)。

それに伴い、「**社外監査役の定義**」^(注2)にも影響が出てくる。子会社の範囲が変更、拡大されるのに伴って、「**社外監査役**」**とならない範囲が拡大する**。

つまり、現行法の下では社外監査役だった者も、会社法の下では社外監査役となりえない者が生じる。

その結果、現行法でも、会社法でも、社外監査役の人数が全監査役の人数の半数以上であることが要求されている**監査役会設置会社**^(注3)では、次のような**問題に直面する**。

現行法の下、社外監査役 A、B と、社外監査役でない監査役 C が存在する監査役会設置会社があるとする。

会社法の下では、子会社定義の拡大に伴い、B は社外監査役に当たらないとする。

すると、会社法の施行に伴い、社外監査役は 1 人となり、**社外監査役の人数が全監査役の人数の半数以上であることという会社法の要求を満たさなくなり、違法状態となってしまふ。**

こうならないようにするには、会社法施行前に臨時株主総会を開催して、会社法の下で社外監査役となりうる者を選任しておくなどの準備が必要となる。

しかし、会社法の施行が迫っており、臨時株主総会の開催して対応するなどには困難である。
(それゆえ何らかの法的な手当てが必要とされていた。)

(注1) 以下のレポートを参照。

- ・「会社法関連省令、公布 ~ 会社法関連省令シリーズ - 6 ~」(横山淳、2006.2.8 作成)
- ・「会社法上も親会社、子会社の定義は実質支配力基準に ~ 会社法関連省令シリーズ - 2 ~」(横山淳、2005.12.19 作成)
- ・「会社法と社外監査役 ~ 『会社法』の焦点シリーズ 11 ~」(堀内勇世、2005.9.27 作成)

(注2) 社外監査役の定義については、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(商法特例法)」18条1項、会社法2条16号参照。

(注3) 「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(商法特例法)」18条、会社法335条3項参照。

3 . 解決策 ~ 法務省令による経過措置

上記の問題に対応するため、平成 18 年 2 月 7 日に公布された「会社法施行規則」では、経過措置が置かれた。

該当条文は、「会社法施行規則」の附則の 2 条 2 項である。引用すれば、次のとおりである。

(子会社に関する経過措置)

第 2 条

- 2 この省令の施行の際現に会社法整備法第 52 条に規定する旧大会社及び会社法整備法施行の際現に会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令第 8 条第 1 項の規定の適用を受けている旧株式会社の監査役であるもの(会社法整備法第 1 条第 8 号の規定による廃止前の株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第 18 条第 1 項に規定する者に限る。) は、第 3 条又は第 4 条の規定により社外監査役に該当しないものであっても、この省令の施行後最初に開催される定時株主総会の終結の時までの間は、社外監査役であるものとみなす。

簡単に言ってしまうと、「現行法で社外監査役とされたものは、会社法の社外監査役の要件をみたさない場合も、原則として、会社法施行後最初の株主総会までは、会社法の社外監査役とみなされる。」ということである。